

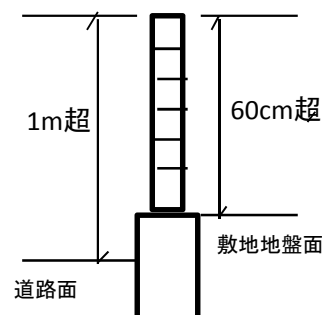
## ブロック塀等の撤去費用を補助します

幸田町では転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去を行う場合に、ブロック塀等撤去費の一部を予算の範囲内で補助します。

### 対象となるブロック塀

次の①から③の全てに該当するもの

- ①れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀（門柱を含む）
- ②道路面等からの高さが1mを超えるものか、擁壁上からの高さが60cmを超えるもの
- ③転倒のおそれがあるもの



### 対象となる工事

道路等(※1)に接面するブロック塀等の撤去(※2)

※1 建築基準法第42条に規定する道路、通学路、公共施設

※2 組積造の塀を取り壊すこと

### 補助対象額

次の①と②を比較し、少ない額の1/2以内 かつ 上限10万円

- ①対象となるブロック塀等の撤去に要する費用(見積金額)
- ②対象となるブロック塀等を撤去する長さ(m)×1万円

### 申込み方法

申請書類を幸田町都市計画課窓口へ持参

### 留意事項

工事請負契約前（工事着手前）に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。  
ブロック塀等の撤去後に、転倒のおそれがある塀を新たに設けることはできません。